

令和2年度（2020年度）熊本市内部統制評価報告書

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

内部統制は、業務を適切に、そして効率的に行えるようにするルールをつくり、それを守る仕組みであり、多様化する行政サービスを限られた財源で適正かつ効率的に提供することを目的とする。

本市における内部統制体制の整備及び運用においては「内部統制最高責任者」を市長とし、基本方針に基づき、内部統制に取り組んでいる（図1）。

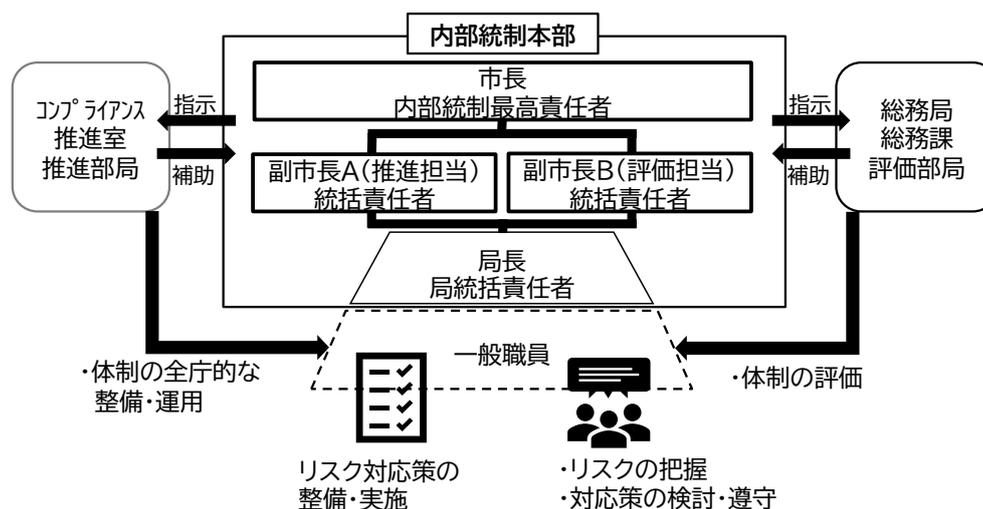


図1 熊本市の内部統制

2 評価対象期間及び評価基準日

- (1) 評価対象期間 令和2年（2020年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日
- (2) 評価基準日 令和3年（2021年）3月31日

3 評価対象事務

- (1) 財務に関する事務や適正な管理及び執行を特に確保する必要がある事務
- (2) 各部署が選定した取組対象リスクに関する事務以外で、評価部局が不備を把握した事務

4 評価項目及び評価基準

(1) 全庁的な内部統制

推進部局及び全庁的な内部統制の評価項目に該当する事務分掌を所管する部署（以下「制度所管課」という。）に対して、全庁的な内部統制の整備状況を確認し、整備上又は運用上の不備がないか評価を実施した。

(2) 業務レベルの内部統制

各課が選定したリスクに関する事務についての自己評価結果により不備の有無を確認するとともに、必要に応じてヒアリング等を行い、当該不備が重大な不備に該当するかどうかの判断を実施。また、各課が選定したリスクに関する事務以外についても、不備を把握した場合は、併せて評価を実施した。

(3) 内部統制における不備及び重大な不備の判断基準について

内部統制における不備は、次に掲げるとおり、整備上の不備と運用上の不備に分類され、重大な不備に該当するかどうかは、内部統制最高責任者である市長が最終決定する。

ア 整備上の不備

内部統制が存在しない又は規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないもの。

イ 運用上の不備

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させたもの。

ウ 重大な不備

地方公共団体・市民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いもの又は実際に生じさせたもの。

5 評価結果

	選定件数	評価対象 ^{※1}	整備上		運用上		うち重大な不備	
			不備あり	不備なし	不備あり	不備なし	整備上	運用上
各部署で選定したリスク	669件	668件	0件 ^{※2}	668件	31件 ^{※3}	637件	0件	1件
事件事故	18件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
事務処理ミス	4件	4件	0件	0件	4件	0件	0件	1件
その他	2件	2件	0件	0件	1件	1件	0件	1件

※1 評価対象件数は、選定件数から内部統制の限界に該当するもの及び評価期間外のを除外した件数である。

※2 「整備上の不備あり」は、評価基準日までに改善されていることを確認したため、0件となっている。

※3 「運用上の不備あり」は、各部署で選定した32件のうち、1件は内部統制の限界に該当したため、31件となっている。

6 重大な不備の是正に関する事項

(1) PCR検査における事務処理ミス

検査手順書を改善し、検体番号入力の際の検査工程での複数人の読み合わせ確認と記録を職員に徹底した。

(2) 土壌汚染対策法に基づく未届

発注段階等におけるチェックリストを整備し、届出漏れがないよう徹底するとともに、工事発注部署の職員に対し説明会を開催するなど、法の趣旨等を改めて周知する。

(3) 債務負担行為議決案件の当初予算計上漏れ

事業担当課、局主管課、財政課は、議決済み債務負担行為の一覧を作成し、必要な予算要求がされているか確認を行う。